

福井県最低賃金の引上げに伴う 最低賃金減額特例許可の賃金額の確認の仕方



福井県最低賃金
858円
令和3年10月1日～

最低賃金減額特例許可書に記載されている許可の有効期間中に、福井県最低賃金が引上げられた場合は、下記の例のように、「減額後の最低賃金額」を計算して、その賃金額以上を支払う必要があります。

例 1

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者に対する最低賃金の減額の特例」の場合（別紙1 許可書例1の場合）

例1の場合、時間額664円で許可されていますが、項目6に「ただし、最低賃金額が改定された場合は、改定後の額に減額率20.0%を乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた額とする。」とあります。

つまり、福井県最低賃金（858円）に減額率20.0%をかけて、

$$858\text{円} \times 0.20 = 171.6 \Rightarrow 171\text{円} \quad (\text{1円未満の端数は切り捨て。})$$

となり、この171円を福井県最低賃金からひいて、

$$858\text{円} - 171\text{円} = 687\text{円}$$

となります。

よって、例1の場合、令和3年10月1日からは、対象労働者に**時間額687円以上**を支払う必要があります。

例 2

「断続的労働に従事する者に対する最低賃金の減額の特例」の場合 (別紙2 許可書例2の場合)

例2の場合、時間額524円で許可されていますが、項目6に「ただし、最低賃金額が改定された場合は、改定後の額に減額率36.9%を乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた額とする。」とあります。

つまり、福井県最低賃金（858円）に減額率36.9%をかけて、

$$858\text{円} \times 0.369 = 316.602 \Rightarrow 316\text{円} \quad (\text{1円未満の端数は切り捨て。})$$

となり、この316円を福井県最低賃金からひいて、

$$858\text{円} - 316\text{円} = 542\text{円}$$

となります。

よって、例2の場合、令和3年10月1日からは、対象労働者に**時間額542円以上**を支払う必要があります。

日給換算について

断続的労働（いわゆる宿直勤務）は、1勤務あたりの日給額で賃金が支払われている場合が多くみられます。

例2において、1勤務あたりの日給額を換算すると、

$$542\text{円} \times 13\text{時間} \quad (19時～翌8時 : 1勤務あたりの労働時間数) = 7,046\text{円}$$

$$542\text{円} \times 0.25 \times 7\text{時間} \quad (\text{深夜時間帯22時～翌5時の深夜労働時間数}) = 948.5\text{円}$$

$$7,046\text{円} + 948.5\text{円} = 7,994.5\text{円} \Rightarrow 7,995\text{円}$$

となります。

よって、例2の場合で、日給で賃金を支払っているときは、令和3年10月1日からは、対象労働者に**日給7,995円以上**を支払う必要があります。